

芸西村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
芸西村教育委員会

1. 計画の趣旨、現状

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

芸西村で働く教職員の時間外在校等時間、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を定め、教育職員の業務量・健康確保の適切な管理を行う。

(2) 芸西村の現状

本村では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「芸西村立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する芸西村教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。こうした取り組みの結果、本村における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月38.9時間	29.5%	2.2%
中学校	月38.1時間	33.6%	3.6%

時間外在校等時間が月45時間を超える割合は、小学校が29.5%、中学校が33.6%となっており、特に中学校では、部活動の指導等の業務の負担が大きくなっており、部活動の休養日の完全実施、地域展開の推進等を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき計画を策定するものである。

2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は次のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【14日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を7%まで減少させる。【18.8%】

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

(i) 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。また、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

放課後から夜間の見回りについては、警察及び声かけ活動を広める会が行っている見守りに委ね、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。

補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

(ii) 教師以外が積極的に参画すべき業務

① 調査・統計等への回答

調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

② 部活動

「設置する学校に係る部活動の方針」に基づき、休養日の設定や活動時間の遵守を徹底する。

令和10年4月までに原則として教育職員が休日に指導を行わない体制への移行を目指す。

(iii) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

① 授業準備、学習評価や成績処理

授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。

I C T等の活用により、授業準備、採点作業や成績処理等にかかる事務負担を軽減する。

② 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ア 時間外在校等時間が月80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員には、医師等の面接指導を実施するなど必要な取組を行う。
- イ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ウ 心身の健康相談窓口について毎年度当初に全職員へ周知する。
- エ 定時退校日を月2回以上設定し、夏季休業期間中に1週間程度の学校閉庁日を設ける。
- オ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例教育委員会において報告することとする。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本村で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、本村で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。